

府中地区医師会訪問看護ステーション指定訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人府中地区医師会が開設する府中地区医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の実施する訪問看護の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他地域の医療・保健・福祉サービスを提供するもの、関係市町との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 府中地区医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 府中市鶴飼町496番地の1
- (3) 次のサテライト事業所を置く

名称 府中地区医師会訪問看護ステーション上下支所
所在地 府中市上下町上下1013番地4とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（看護師又は保健師） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）常勤換算2.5名以上
看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日・営業時間 月曜日から金曜日 8:30～17:20
土曜日 8:30～12:25
- (2) 休業日 日曜日、祝日、8/14～8/16 12/29～1/3
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導者及び助言
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他医師会の指示による医療処置
- (9) ターミナルケア

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり25円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、府中市・福山市新市町・三次市甲奴町・庄原市総領町・世羅郡世羅町・神石郡神石高原町の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンラインを活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、管理者に報告し必要に応じ臨時応急処置の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、訪問看護師等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

(3) その他の研修

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、「個人情報保護に関する誓約書」により確認させる。

4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、一般社団法人府中地区医師会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日に改定する。

この規程は、平成18年10月1日に改定する。

この規程は、平成20年2月1日に改定する。

この規程は、平成22年1月1日に改定する。

この規程は、平成23年9月1日に改定する。

この規程は、平成23年11月1日に改定する。

この規程は、平成24年1月4日に改定する。

この規程は、平成25年6月1日に改定する。

この規程は、平成26年10月1日に改定する。

この規程は、平成27年11月1日に改定する。

この規程は、平成29年6月1日に改定する。

この規程は、平成31年4月1日に改定する。

この規程は、令和3年9月1日に改定する。

この規程は、令和4年6月13日に改定する。

この規程は、令和5年4月1日に改定する。

この規程は、令和5年10月1日に改定する。

この規程は、令和7年3月1日に改定する。

府中地区医師会訪問看護ステーション指定介護予防訪問看護運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人府中地区医師会が開設する府中地区医師会訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という)は、居宅において要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適切な介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の実施する介護予防訪問看護の従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、医療・保健・福祉サービスを提供するもの、関係市町との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 府中地区医師会訪問看護ステーション

(2) 所在地 府中市鶴飼町496番地の1

(3) 次のサテライト事業所を置く

名称 府中地区医師会訪問看護ステーション上下支所

所在地 府中市上下町上下1013番地4とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者(看護師又は保健師) 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員(保健師、看護師又は准看護師) 常勤換算2.5名以上

看護職員は、介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、指定介護予防訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日・営業時間 月曜日から金曜日 8:30~17:20

土曜日 8:30~12:25

(2) 休業日:日曜日、祝日、8/14~8/16 12/29~1/3

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話

(3) 褥瘡の予防・処置

(4) リハビリテーション

(5) 認知症患者の看護

(6) 療養生活や介護方法の指導及び助言

(7) カテーテル等の交換・管理

(8) その他医師の指示による医療処置

(9) ターミナルケア

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり25円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、府中市・福山市新市町・三次市甲奴町・庄原市総領町・世羅郡世羅町・神石郡神石高原町の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（オンラインを活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、管理者に報告し必要に応じ臨時応急処置の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、訪問看護師等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

(3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、「個人情報保護に関する誓約書」により確認させる。

4 事業所は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、一般社団法人府中地区医師会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日に改定する。

この規程は、平成20年2月1日に改定する。

この規程は、平成22年1月1日に改定する。

この規程は、平成23年9月1日に改定する。

この規程は、平成23年11月1日に改定する。

この規程は、平成24年1月4日に改定する。

この規程は、平成25年6月1日に改定する。

この規程は、平成26年10月1日に改定する。

この規程は、平成27年11月1日に改定する。

この規程は、平成29年6月1日に改定する。

この規程は、平成31年4月1日に改定する。

この規程は、令和3年9月1日に改定する。

この規程は、令和4年6月13日に改定する。

この規程は、令和5年4月1日に改定する。

この規程は、令和5年10月1日に改定する。

この規程は、令和7年3月1日に改定する。